

## 収入が少なかった方やなかった方でも 住民税の申告が必要です！

平成29年中の収入が少なく、所得税法上で確定申告が必要ない方（所得が20万円以下の方や収入が障害年金・遺族年金のみの方、収入がなかった方など）についても住民税の申告を行う必要があります。

住民税の申告をしないと、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、高額療養費自己負担額の軽減措置が受けられず、保険料などが高く計算される場合があります。

住民税の申告は税務課窓口で受け付けていますので下記の書類をお持ちになり申告してください。

なお体が不自由など、お越しになることが困難な方はお電話ください。

※所得税の確定申告期限は3月15日<sup>※</sup>です。まだお済みでない方は期限内に申告してください。期限内にできない方はご相談ください。

☎税務課 ☎ 72-6932

### ■お持ちいただくもの

(1) 全員がお持ちになるもの  
個人番号カードまたは通知カード、印鑑(認め印)

(2) 平成29年中の収入があった方がお持ちになるもの

① 平成29年中の収入額などが確認できる書類

給与・年金収入があった方	給与・年金の源泉徴収票 (源泉徴収票がない場合、収入が確認できるもの)
営業・農業・不動産所得があった方	収支が確認できる帳簿、必要経費の領収書など
雑所得があった方	収入が確認できる書類、必要経費が確認できる書類 (シルバー人材センターからの収入や個人年金など)

② 所得控除額が確認できる書類

生命保険料・地震保険料を支払った方	保険会社が発行した支払額証明書
医療費を支払った方	平成29年中に支払った医療費に関する領収書、医療費通知など

③ 通帳など口座番号が確認できるもの

